

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(売買立会の区分及び売買立会時) 第2条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) 株券（新株予約権証券、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。））、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び外国投資証券を含む。第9条第1項、第66条及び第67条を除き以下同じ。） 午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。ただし、午後3時25分から3時30分まではクロージング・オークションとし、<u>午後3時29分30秒から3時30分までの間において、当取引所が無作為に決定する時刻に売買を成立させる。</u> (2) (略) (3) 転換社債型新株予約権付社債券 午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。ただし、<u>売買成立可能な最終時刻は、午後3時29分30秒から3時30分までの間において、当取引所が無作為に決定する。</u> 2 (略) (呼 値) 第14条 (略) 2 (略) 3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。 (1) 株券（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券を除く。） <u>次のaからdまでに掲げる区分に従い、当該aからdまでに定めるところによる。ただし、直近評価期間におけるスプレッド・トゥ・ティック・レシオ（立会時間中（当取引所が算出上適当でないと認める期間を除く。）における最良売気配値段と最良買</u>	(売買立会の区分及び売買立会時) 第2条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) 株券（新株予約権証券、投資信託受益証券（<u>投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。）の変動率に一致させるよう運用する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）</u>）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び外国投資証券を含む。第9条第1項、第66条及び第67条を除き以下同じ。） 午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。ただし、午後3時25分から3時30分まではクロージング・オークションとし、<u>午後3時30分に売買を成立させる。</u> (2) (略) (3) 転換社債型新株予約権付社債券 午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。 2 (略) (呼 値) 第14条 (略) 2 (略) 3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。 (1) 株券（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券を除く。） <u>次のa及びbに掲げる株券の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</u>

気配値段との差を、適用される呼値の単位で除して得られる数値を時間加重平均した値をいう。以下この号において同じ。）が算出できない又は算出可能な期間が十分に確保できないと当取引所が認めるものその他当取引所が必要があると認めて特に指定したものは、当該 a から d までに定める呼値の単位のうち当取引所が適当と認めるものを適用する。

a 当取引所が定める直近評価期間におけるスプレッド・トゥ・ティック・レシオの中央値が次の(a)又は(b)のいずれかに該当するもの（dに掲げるものを除く。）

(a) 5.0以下（直近評価期間において次のb及びcの呼値の単位を適用しているものを除く。）

(b) 1.5未満（直近評価期間において次のbの呼値の単位を適用しているものに限る。）

1株（新株予約権証券については、新株予約権1個を、1株とする。以下同じ。）につき、当該1株の値段が、1,000円以下の場合は10銭、1,000円を超え2,000円以下の場合は20銭、2,000円を超え5,000円以下の場合は50銭、5,000円を超え1万円以下の場合は1円、1万円を超え2万円以下の場合は2円、2万円を超え5万円以下の場合は5円、5万円を超え10万円以下の場合は10円、10万円を超え20万円以下の場合は20円、20万円を超え50万円以下の場合は50円、50万円を超え100万円以下の場合は100円、100万円を超え200万円以下の場合は200円、200万円を超え500万円以下の場合は500円、500万円を超え1,000万円以下の場合は1,000円、1,000万円を超え2,000万円以下の場合は2,000円、2,000万円を超え5,000万円以下の場合は5,000円、5,000万円を超える場合は1万円とする。

b 当取引所が定める直近評価期間におけるスプレッド・トゥ・ティック・レシオの中央値が次の(a)から(c)までのいずれかに該当するもの（dに掲げるものを除く。）

(a) 5.0超（直近評価期間において前aの呼値の単位を適用しているものに限る。）

(b) 1.5以上5.0以下（直近評価期間において前a及び次のcの呼値の単位を適用しているものを除

a 株券（次のbに掲げるものを除く。）

1株（新株予約権証券については、新株予約権1個を、1株とする。以下同じ。）につき、当該1株の値段が、3,000円以下の場合は1円、3,000円を超え5,000円以下の場合は5円、5,000円を超え3万円以下の場合は10円、3万円を超え5万円以下の場合は50円、5万円を超え30万円以下の場合は100円、30万円を超え50万円以下の場合は500円、50万円を超え300万円以下の場合は1,000円、300万円を超え500万円以下の場合は5,000円、500万円を超え3,000万円以下の場合は1万円、3,000万円を超え5,000万円以下の場合は5万円、5,000万円を超える場合は10万円とする。

b TOPIX500（株式会社JPX総研（以下「JPX総研」という。）が選定した500銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、JPX総研が算出するものをいう。）を構成する株券で当取引所に上場する株券（発行日取引及び売買単位当たりの価格が円位未満の端数を含む価格となるものを除く。）

1株につき、当該1株の値段が、1,000円以下の

く。)

(c) 1.5未満（直近評価期間において次のcの呼値の単位を適用しているものに限る。）

1株につき、当該1株の値段が、1,000円以下
の場合は10銭、1,000円を超え2,000円以下の場合
は50銭、2,000円を超え5,000円以下の場合は
1円、5,000円を超え1万円以下の場合は2円、
1万円を超え2万円以下の場合は5円、2万円
を超え5万円以下の場合は10円、5万円を超え1
0万円以下の場合は20円、10万円を超え20万円以
下の場合は50円、20万円を超え50万円以下の場合
は100円、50万円を超え100万円以下の場合は2
00円、100万円を超え200万円以下の場合は500
円、200万円を超え500万円以下の場合は1,000
円、500万円を超え1,000万円以下の場合は2,000
円、1,000万円を超え2,000万円以下の場合は5,0
00円、2,000万円を超え5,000万円以下の場合は
1万円、5,000万円を超える場合は2万円とす
る。

c 当取引所が定める直近評価期間におけるスプレッド・トゥ・ティック・レシオの中央値が次の
(a)又は(b)のいずれかに該当するもの（次のdに
掲げるものを除く。）

(a) 5.0超（直近評価期間において前bの呼値の単
位を適用しているものに限る。）

(b) 1.5以上（直近評価期間においてa又は前bの
呼値の単位を適用しているものを除く。）

1株につき、当該1株の値段が、100円以下の
場合は10銭、100円を超え500円以下の場合は50
銭、500円を超え1,000円以下の場合は1円、1,0
00円を超え2,000円以下の場合は2円、2,000円
を超え5,000円以下の場合は5円、5,000円を超
え1万円以下の場合は10円、1万円を超え2万
円以下の場合は20円、2万円を超え5万円以下
の場合は50円、5万円を超え10万円以下の場合
は100円、10万円を超え20万円以下の場合は200
円、20万円を超え50万円以下の場合は500円、50
万円を超え100万円以下の場合は1,000円、100万
円を超え200万円以下の場合は2,000円、200万円
を超え500万円以下の場合は5,000円、500万円を

場合は10銭、1,000円を超え3,000円以下の場合は5
0銭、3,000円を超え1万円以下の場合は1円、1
万円を超え3万円以下の場合は5円、3万円を超
え10万円以下の場合は10円、10万円を超え30万円
以下の場合は50円、30万円を超え100万円以下の場
合は100円、100万円を超え300万円以下の場合は50
0円、300万円を超え1,000万円以下の場合は1,000
円、1,000万円を超え3,000万円以下の場合は5,000
円、3,000万円を超える場合は1万円とする。

(新 設)

超え1,000万円以下の場合は1万円、1,000万円を
超え2,000万円以下の場合は2万円、2,000万
円を超え5,000万円以下の場合は5万円、5,000
万円を超える場合は10万円とする。

d 円滑に決済を行うために売買単位当たりの価格
が円位以上を維持する必要があると当取引所が認
めるもの

1株につき、当該1株の値段が、1万円以下の
場合は1円、1万円を超え2万円以下の場合は2
円、2万円を超え5万円以下の場合は5円、5万
円を超え10万円以下の場合は10円、10万円を超え2
0万円以下の場合は20円、20万円を超え50万円以下
の場合は50円、50万円を超え100万円以下の場合は
100円、100万円を超え200万円以下の場合は200
円、200万円を超え500万円以下の場合は500円、50
0万円を超え1,000万円以下の場合は1,000円、1,00
0万円を超え2,000万円以下の場合は2,000円、2,00
0万円を超え5,000万円以下の場合は5,000円、5,00
0万円を超える場合は1万円とする。

(削る)

(2) 投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外
国投資証券

次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びb
に定めるところによる。

a 投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び
外国投資証券（次のbに掲げるものを除く。）

1口（投資法人債券に類する外国投資証券に
あつては、1証券を1口とする。）につき、当該
1口の値段が、1万円以下の場合は1円、1万円

(新 設)

(2) 投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外
国投資証券（投資信託受益証券、外国投資信託受益
証券及び外国投資証券については次号に掲げるもの
を除く。以下この号において同じ。）

前号aの規定（新株予約権証券に係る部分を除
く。）は、投資信託受益証券、外国投資信託受益証
券及び外国投資証券について準用する。この場合に
おいて、「1株」とあるのは、「1口」と読み替え
るものとする。

(2)の2 投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及
び外国投資証券（投資信託受益証券、外国投資信託
受益証券及び外国投資証券については当取引所がそ
の都度指定する銘柄を除く。以下この号において同
じ。）

次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びb
に定めるところによる。

a 投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び
外国投資証券（次のbに掲げるものを除く。）

1口（投資法人債券に類する外国投資証券に
あつては、1証券を1口とする。）につき、当該
1口の値段が、1万円以下の場合は1円、1万円

を超え2万円以下の場合は2円、2万円を超え5万円以下の場合は5円、5万円を超え10万円以下の場合は10円、10万円を超え20万円以下の場合は20円、20万円を超え50万円以下の場合は50円、50万円を超え100万円以下の場合は100円、100万円を超え200万円以下の場合は200円、200万円を超え500万円以下の場合は500円、500万円を超え1,000万円以下の場合は1,000円、1,000万円を超え2,000万円以下の場合は2,000円、2,000万円を超え5,000万円以下の場合は5,000円、5,000万円を超える場合は1万円とする。

- b 投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券（円滑に決済を行うために売買単位当たりの価格が円位以上を維持することができる」と当取引所が認めるものに限る。以下このbにおいて同じ。）

1 口（投資法人債券に類する外国投資証券にあつては、1証券を1口とする。）につき、当該1口の値段が、1,000円以下の場合は10銭、1,000円を超え2,000円以下の場合は20銭、2,000円を超え5,000円以下の場合は50銭、5,000円を超え1万円以下の場合は1円、1万円を超え2万円以下の場合は2円、2万円を超え5万円以下の場合は5円、5万円を超え10万円以下の場合は10円、10万円を超え20万円以下の場合は20円、20万円を超え50万円以下の場合は50円、50万円を超え100万円以下の場合は100円、100万円を超え200万円以下の場合は200円、200万円を超え500万円以下の場合は500円、500万円を超え1,000万円以下の場合は1,000円、1,000万円を超え2,000万円以下の場合は2,000円、2,000万円を超え5,000万円以下の場合は5,000円、5,000万円を超える場合は1万円とする。

(3)・(4) (略)

4～8 (略)

(売 買 単 位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 株券（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券を除く。）

を超え3万円以下の場合は5円、3万円を超え10万円以下の場合は10円、10万円を超え30万円以下の場合は50円、30万円を超え100万円以下の場合は100円、100万円を超え300万円以下の場合は500円、300万円を超え1,000万円以下の場合は1,000円、1,000万円を超え3,000万円以下の場合は5,000円、3,000万円を超える場合は1万円とする。

- b 投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券（円滑に決済を行うために売買単位当たりの価格が円位以上を維持することができる」と当取引所が認めるものに限る。以下このbにおいて同じ。）

1 口（投資法人債券に類する外国投資証券にあつては、1証券を1口とする。）につき、当該1口の値段が、1,000円以下の場合は10銭、1,000円を超え3,000円以下の場合は50銭、3,000円を超え1万円以下の場合は1円、1万円を超え3万円以下の場合は5円、3万円を超え10万円以下の場合は10円、10万円を超え30万円以下の場合は50円、30万円を超え100万円以下の場合は100円、100万円を超え300万円以下の場合は500円、300万円を超え1,000万円以下の場合は1,000円、1,000万円を超え3,000万円以下の場合は5,000円、3,000万円を超える場合は1万円とする。

(3)・(4) (略)

4～8 (略)

(売 買 単 位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 株券（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券を除く。）

a・b (略)

c 外国法人の発行する株券及び外国法人の発行する新株予約権証券は、時価を基準として当取引所が定める規則により、1,000株、500株、100株、50株、10株又は1株とする。

(2)～(5) (略)

(空売り価格規制の基準価格)

第16条 取引規制府令第12条第5項の規定により当取引所が定める価格（以下「基準価格」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券及び投資信託受益証券をいう。）

次のa及びbに掲げる場合の区分に従い、当該a及びbに掲げる値段とする。ただし、配当落等の期日（第25条第1項に規定する配当落等の期日をいう。以下この項において同じ。）、第25条の2に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日又は第26条に規定する取得対価の変更期日の基準価格は、別表「配当落等における空売り価格規制の基準価格算出に関する表」により算出した値段とする。

a・b (略)

(2) 外国株券（外国法人の発行する株券、外国法人の発行する新株予約権証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券をいう。以下同じ。）

a・b (略)

(3)・(4) (略)

2 (略)

3 第1項第4号の規定にかかわらず、転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。）のうち、上場日の直前に国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における基準価格は、当取引所がその都度定める。

(公開買付期間中における自己買付け)

第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5

a・b (略)

c 外国株券（外国法人の発行する株券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券をいう。以下同じ。）は、時価を基準として当取引所が定める規則により、1,000株、500株、100株、50株、10株又は1株とする。

(2)～(5) (略)

(空売り価格規制の基準価格)

第16条 取引規制府令第12条第5項の規定により当取引所が定める価格（以下「基準価格」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券及び投資信託受益証券をいう。以下この項において同じ。）

次のa及びbに掲げる場合の区分に従い、当該a及びbに掲げる値段とする。ただし、配当落等の期日（第25条第1項に規定する配当落等の期日をいう。以下この項において同じ。）、第25条の2に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日又は第26条に規定する取得対価の変更期日の基準価格は、別表「配当落等における空売り価格規制の基準価格算出に関する表」により算出した値段とする。

a・b (略)

(2) 外国株券

a・b (略)

(3)・(4) (略)

2 (略)

3 第1項第3号の規定にかかわらず、転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。）のうち、上場日の直前に国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における基準価格は、当取引所がその都度定める。

(公開買付期間中における自己買付け)

第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5

号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(5) (略)

(6) 投資信託受益証券（投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を有価証券の価格に基づき算出される特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）の変動率に一致させるよう運用する投資信託に係る指標連動型投資信託受益証券に限る。以下この号から第8号まで及び次条第9号において同じ。）に係る価格の水準と当該投資信託受益証券に係る指標との水準の関係を利用して行う次のaからcまでに掲げる取引に係る買付け（次条において「投資信託受益証券に係る価格水準と指標との水準の関係を利用した買付け」という。）

a～c (略)

(7)～(14) (略)

（外国株券等の円滑な流通の確保）

第68条 外国株券、投資信託受益証券及び転換社債型新株予約権付社債券（以下この条において「外国株券等」という。）について、幹事金融商品取引業者等（幹事である金融商品取引業者をいい、投資信託受益証券にあっては、指定参加者（募集の取扱いを行う者をいう。）をいい、外国投資信託受益証券及び外国投資証券にあっては、当取引所が定めるところにより当取引所が指定する取引参加者をいう。）である取引参加者は、当取引所の市場における当該外国株券等の円滑な流通の確保に努めるものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、令和9年3月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号及び第3号の改正規定は、令和9年10月12日から施行する。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、同日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。
- 3 改正後の第14条第3項第1号の規定にかかわらず、

号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(5) (略)

(6) 投資信託受益証券（投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を有価証券の価格に基づき算出される特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託に係る指標連動型投資信託受益証券に限る。以下この号から第8号まで及び次条第9号において同じ。）に係る価格の水準と当該投資信託受益証券に係る指標との水準の関係を利用して行う次のaからcまでに掲げる取引に係る買付け（次条において「投資信託受益証券に係る価格水準と指標との水準の関係を利用した買付け」という。）

a～c (略)

(7)～(14) (略)

（外国株券等の円滑な流通の確保）

第68条 外国株券、投資信託受益証券、外国投資証券及び転換社債型新株予約権付社債券（以下この条において「外国株券等」という。）について、幹事金融商品取引業者等（幹事である金融商品取引業者をいい、投資信託受益証券にあっては、指定参加者（募集の取扱いを行う者をいう。）をいい、外国投資信託受益証券、外国投資証券にあっては、当取引所が定めるところにより当取引所が指定する取引参加者をいう。）である取引参加者は、当取引所の市場における当該外国株券等の円滑な流通の確保に努めるものとする。

令和9年3月1日（以下「施行日」という。）において、施行日の前日に現に上場されている株券（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券を除く。）に適用する呼値の単位については、当取引所が定めるところによる。	
--	--